

# 行政書士かながわ

2020.5/6

MAY・JUNE

VOL.262



早くみんなと  
会いたいじゃ～

twitter Follow me @KanagawaKouhou

Facebook 神奈川県行政書士会

令和2年度

特定行政書士法定研修

申込受付を開始しました

申込期間 4月1日(水)～6月19日(金)





## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 日本行政書士会連合会



## Publisher's Voice

行政書士かながわ 発行人 田後隆二



SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、2015年9月に国連で採択された世界共通の目標であり、2030年を目標年次としています。国連は2020年から2030年までを「行動の10年 (Decade of Action)」と位置付けており、この2020年は行動を開始する年になります。

当会も今年度より (遅ればせながら) SDGs に取り組みます。まずは、当会すべての部署においてSDGsを意識するところから始め、我々に関連する目標・ターゲットに絞って、できるところから一つ一つ進めて行きましょう。

今般の新型コロナウイルス (COVID-19) に対しても、SDGsを念頭に置きながら、感染拡大防止、経済的支援の一助となるよう努めてまいります。

神奈川県行政書士会会長 田後隆二

## 目次

C o n t e n t s

本会だより .....	1
特集 .....	3
各部情報掲示板 .....	9
研修会・講演会のご案内 .....	19
支部だより .....	20
政連だより .....	29
かなさぼ便り .....	37
会員のひろば .....	39
新入会員紹介 .....	42
事務局だより .....	43

# 理事会開催報告

日 時 令和2年2月26日（水）15時30分～16時45分

場 所 本会大会議室

出席者数：28名（理事会構成員定数30名）

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：桑智仁、南勲、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、村上崇文、向川潔、大野佐由理、  
伊達佳弘、岡本祐樹、下川原孝司、竹中義久、笠間由美子、赤澤師明、佐藤慎一、  
大菊明、町田緑、廣瀬聖、我妻敦、坂下美智夫、池上嘉一、笹森浩史

オブザーバー：青木弘子監事、渡邊秀夫監事、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：蛭川奈美理事、阪西貴子理事、加藤幹夫政治連盟会長

## 議 決 事 項

- (1) 会員の罹災に関する給付（案）について

## 協 議 事 項

- (1) 令和2年度 運営基本方針（案）について
- (2) 令和2年度 事業計画（案）について
- (3) 令和2年度 収支予算（案）について
- (4) 神奈川県行政書士会職員給与規則の一部改正（案）について

## 報 告 事 項

- (1) 会員の状況について
- (2) 日行連理事会の報告について
- (3) 令和2年新年賀詞交歓会の出欠状況等について
- (4) 年間スケジュールについて
- (5) 各部・委員会・WG等活動報告について
- (6) 令和元年度 行政書士試験の合格者数について
- (7) 令和元年度 事務局職員人事及び処遇等について
- (8) 行政書士ADRセンター神奈川費用報酬規程の改正について

# 理事会開催報告

日 時 令和2年3月26日(木) 15時30分～16時43分

場 所 本会大会議室

出席者数：28名(理事会構成員定数30名)

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：糸智仁、南勲、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、村上崇文、向川潔、大野佐由理、  
岡本祐樹、下川原孝司、竹中義久、笠間由美子、赤澤師明、大菊明、蛭川奈美、町田緑、  
廣瀬聖、我妻敦、阪西貴子、坂下美智夫、池上嘉一、笹森浩史

オブザーバー：渡邊秀夫監事、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：伊達佳弘理事、佐藤慎一理事、青木弘子監事、加藤幹夫政治連盟会長

## 議 決 事 項

- (1) 会員の罹災に関する給付(案)について
- (2) 神奈川県行政書士会職員給与規則の一部改正(案)について
- (3) 予算の目間流用について

## 協 議 事 項

- (1) 令和2年度 定時総会に付議すべき事項について
- (2) 令和元年度 事業報告(案)について
- (3) 令和元年度 収支決算報告(案)について
  - 1 令和元年度 一般会計決算見込みについて
  - 2 令和元年度 事業特別会計決算見込みについて
  - 3 令和元年度 福利厚生基金特別会計決算見込みについて
- (4) 令和2年度 運営基本方針(案)について
  - 1 令和2年度 事業計画(案)について
- (5) 令和2年度 収支予算(案)について
  - 1 一般会計予算収支予算書について
  - 2 事業特別会計予算収支予算書について
  - 3 福利厚生基金特別会計収支予算書について

## 報 告 事 項

- (1) 日行連関地協会長会の報告について
- (2) 会員の状況について
- (3) 登録入会説明会(2/22)について
- (4) 年間スケジュールについて
- (5) 各部・委員会・WG等活動報告について
- (6) 令和2年度事務分担について

# SDGsで「いのち輝く神奈川」を実現

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) は2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。当会でも取り組むにあたり、全国をリードする神奈川県の実策について、神奈川県政策局SDGs推進課よりご寄稿頂きました。

## 1 「いのち輝く神奈川」とSDGs

本県では、2012年3月に策定した県の総合計画「かながわグランドデザイン基本構想」の基本理念に、「いのち輝く神奈川」を掲げ、医療だけでなく、環境、エネルギー、農業など、生活のすべてにわたって安全・安心を確保し、将来に向けて持続可能な形で維持していくため、総合的に施策を連環させて展開しています。

こうした「いのち輝く神奈川」の実現に向けて施策を展開する中、2015年9月、国連サミットにおいて、国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが採択されました。このSDGsの理念は、本県がこれまで進めてきた「いのち輝く神奈川」の取組とまさに軌を一にするものであり、昨年度に策定したグランドデザイン実施計画（第3期）では、県の主な取組が17の目標にどのように寄与するかなどを整理し、一体的に推進しています。

2018年6月には、本県の先進的な取組が評価され、29の「SDGs未来都市」及びそのうち10の「自治体SDGsモデル事業」の両方に都道府県として唯一、選定されました。また、同時に横浜市、鎌倉市も「自治体SDGsモデル事業」に選定され、10自治体が選定されたモデル事業のうち、3自治体を神奈川県が占める結果となりました。

さらに、2019年7月、川崎市、小田原市もSDGs未来都市に選定されたことから、神奈川県からは本県を含めた5自治体がSDGs未来都市となり、全国の都道府県で最多となっています。



【「いのち輝く神奈川」とSDGs】

## 2 SDGs推進に向けた課題

SDGsを推進していくためには、県民をはじめ、行政、企業、大学及びNPOなど、全てのステークホルダー（関係者）のSDGsの認知度を高め、SDGs推進に向けた機運醸成を図るとともに、「自分事」として取り組んでもらうことが当面の課題となっています。

ある民間の調査では、SDGsに対する認知度は年々上昇してはいるものの、約27%と低い状

況になっています。一方、SDGsの17のゴールへの共感度は7割を超えています。また、一部では、SDGsに先駆的に取り組む企業、自治体、NPOも存在していることから、認知・理解が進めば今後の具体的な行動につながる可能性が期待されている状況です。

しかしながら、SDGsは、複雑化・多様化する社会的課題の解決に向けた包括的な目標であるため、具体的な活動内容、あるいは「自分事」としてのイメージが湧きにくいと言われています。

そこで本県は、2018年12月、「かながわSDGs取組方針」を策定しました。この方針では、県が担う役割として（1）旗振り、（2）率先、（3）後押し、という3つの要素を掲げるとともに、本県が取り組んでいるSDGs関連施策の展開例を示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダーと一体となってSDGsを推進することを目指しています。

### 【具体的な取組例】

#### ①SDGs社会的インパクト評価実証プロジェクト

SDGsが目指す持続可能な社会を構築するためには、民間による取組が重要かつ不可欠であり、本格的なビジネスとしてSDGsを展開するための仕組みづくりが課題となっています。

そのため、本県では、国の「自治体SDGsモデル事業」に採択された「SDGs社会的インパクト評価実証プロジェクト」を進めています。

本事業では、SDGsの達成に資する事業の社会的インパクトを定量的・定性的に把握し、「見える化」することで、SDGs達成に向けた取組に、ESG投資をはじめとした社会的投資を呼び込み、SDGsの達成に資する事業が持続的に価値を創出することを目指しています。

#### ②「かながわプラスチックごみゼロ宣言」の発表

2018年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

本県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、SDGsの具体的なアクションとして、深刻化する海洋汚染、特にマイクロ・プラスチック問題に取り組むこととし、「かながわプラスチックごみゼロ宣言」を発表しました。

この宣言では、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取組を市町村や企業、県民へと広げ、2030年までにリサイクルされない、廃棄されるプラスチックごみゼロを目指すことを宣言しています。

また、「かながわプラスチックごみゼロ宣言」の取組の輪を広げるため、“ビーチクリーン活動”など、本県とともに具体的な行動を行っていただく企業・団体・学校の募集を行い、1月末時点で762の企業等が賛同しています。

現在、賛同企業等による取組は、レジ袋削減・有料化などのマイバッグ持参の推進や、マイボトルの活用によるペットボトルごみの削減など、様々な取組へと広がりを見せています。

#### ③「かながわ気候非常事態宣言」の発表

2019年の台風第15号及び第19号は、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、県内各地域で甚大な被害が発生しました。今後も、このような異常気象の発生と被害リスク

の増大が懸念されており、SDGsが目指す持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりが気候変動問題を改めて認識し、「自分事」として捉え、日ごろから意識をもって行動することが大切です。

そこで本県は、今、気候が非常事態にあるという「危機感」を共有し、ともに行動していくため、2020年2月7日、「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。

＜気候非常事態宣言の3つの柱＞

1. 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化、
2. 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進
3. 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

具体的には、

柱1については「神奈川県水防災戦略」に基づく河川等のハード対策の前倒しや市町村の水害対策への支援、

柱2については、「かながわスマートエネルギー計画」に基づく再生可能エネルギー等の導入加速化、水力発電が持っている電気的环境価値を活用する「アクアドエパワーかながわ」の活用、

柱3については、気候変動をテーマとした新たな環境学習教材の作成等による普及啓発、などの取組を進めていくこととしています。

### 3 全国をリードする神奈川県

#### (1) 「SDGs全国フォーラム2019」の開催

2019年1月30日水曜日、本県の主導により、横浜市、鎌倉市とともに、「SDGs全国フォーラム2019」を開催しました。

当日は県内外の28自治体の首長らが登壇する中、SDGs未来都市を始めとした全国93（33都道府県、60市町村）の自治体の賛同により「SDGs日本モデル宣言」を発表し、SDGsを全国各地域に普及・定着させ、さらに地方創生の実現へとつなげる自治体としての責任と決意を表しました。

現在、「SDGs日本モデル」宣言は、208（35都道府県、173市町村）の自治体の賛同を得ており、宣言に対する賛同の輪が広がっています。



#### 【「SDGs日本モデル」宣言】

## (2) ハイレベル政治フォーラム（HLPF）における国際的な発信

全国の自治体をリードする取組を進める中、2019年7月、国連からの招聘を受け、ニューヨークの国連本部で開催された「ハイレベル政治フォーラム2019」の主要イベントである「Local2030」で、「SDGs日本モデル」宣言や本県が進める「未病改善の取組」などを世界に向けて発信しました。

当該会議において、黒岩知事が「ミッション、パッション、アクションで一緒にSDGsに取り組んでいきましょう！」と締めくくると、期せずして参加者から大きな拍手が沸き起こり、SDGs達成に向けて会場が一体となって大変な盛り上がりとなりました。

※発言の様子は国連広報センターのページでご覧いただけます。

<https://www.facebook.com/UN.Japan/videos/vb.124920904252426/361516854744346/?type=2&theater>

## (3) 国連開発計画（UNDP）との連携

さらに、国連本部で開催された「ハイレベル政治フォーラム2019」への参加に合わせ、黒岩知事が国連開発計画（UNDP）のシュタイナー総裁と会談を行いました。会談では、8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）を始め、SDGsに係るファイナンスや本県が進めるSDGs社会的インパクト評価、SDGsのローカライゼーション（地域発のSDGsの取組促進）に向けた取組などについて意見交換を行い、連携を進めていくことで合意を得ました。

このトップ会談の結果、8月29日には、TICAD7のサイドイベントを共催するとともに、本県とUNDPによる連携趣意書（SOI、Statement of Intent）を締結しました。



【SOI締結式でのUNDPシュタイナー総裁と黒岩知事】

世界におけるSDGs普及の推進力となっているUNDPが自治体と協力表明をしたのは国内初であり、世界からも本県のSDGsの取組は大いに注目されています。

そして、UNDPと締結した連携趣意書に基づき、日本国内外でのSDGsローカライゼー



ションの推進やSDGsアクションフェスティバル関連行事の開催に向けた協力など、県内外におけるSDGs認知度の向上とSDGsアクションの拡大を図っていきます。

#### 4 パートナーシップの展開と普及啓発の取組

これまでも述べてきたとおり、SDGsを推進していくためには、行政のみならず、企業・大学・NPOなど、各ステークホルダー（関係者）と連携した取組が大変重要となってきます。ここでは、様々なステークホルダーとのパートナーシップによる取組や普及啓発の取組を紹介します。

##### （1）「かながわSDGsパートナー」制度

SDGsを活用して事業を展開している企業・団体を「かながわSDGsパートナー」として県が登録し、パートナーの取組事例を県が広く発信するとともに、SDGsへの貢献や社会への貢献をアピールしていきます。加えて、県と登録企業が連携してSDGsの普及啓発活動を行うことで、県内企業におけるSDGsの取組の裾野を広げることも目的としています。

2019年4月に発表した第1期では、49の企業・団体がパートナーとなり、7月に第1回の「SDGsパートナーミーティング」を開催するなど、登録企業との連携を進めています。

第2期では88の企業・団体がパートナーとなり、現在、第1期、第2期合わせて137の企業・団体がパートナーとなっています。

本年2月には、「かながわSDGsパートナー・アクションミーティング」を開催し、19社が出展、350人が来場するなど、企業・団体同士の交流が活発に行われました。

第3期については、第1期、第2期の合計数に近い、126の企業・団体がパートナーとなり、昨今のSDGsに対する関心の高さを伺わせる状況となっています。



【かながわSDGsパートナー・アクションミーティング会場】

##### （2）企業とのSDGs推進協定

SDGsの推進に向けて、(株)横浜銀行や京浜急行電鉄(株)、小田急電鉄(株)、セブン&アイホールディングス、神奈川県弁護士会と協定を締結しており、SDGsの普及啓発やSDGsの推進に向けた社会的投資の促進、未病を改善する取組などで連携・協力を進めています。

さらに、AIを活用して水問題に挑戦する東大発ベンチャーの(株)WOTAとの連携や、石油由

来原料の使用を大幅に削減し、石灰石を主成分とする新素材「L I M E X」を開発・製造・販売する(株)TBMとの連携など、企業とのパートナーシップコンソーシアムを立ち上げ、SDGsが目指す持続可能な社会の実現につなげていきたいと考えています。

### (3) 普及啓発の取組

SDGsの達成のためには、県民や企業等がそれぞれ「自分事」として行動を起こしてもらう必要があります。そのため、地域のSDGsの取組事例を分かりやすく紹介することで、SDGsの達成に向けた行動のヒント集となる、「SDGsアクションブックかながわ」によりSDGsの「自分事化」を促しています。

また、SDGsの活用があまり進んでいない中小企業向けに、SDGsの取組の進め方を平易に解説した冊子、「中小企業のためのSDGsガイドブック」により、SDGsへの取組を促しています。

さらに、この3月には、SDGsのゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」をテーマに、SDGs達成に向けた連携事例を提示する「SDGsパートナーブックかながわ」や、漫画により分かりやすくSDGsを伝えるためのリーフレットを作成しました。

## 5 おわりに

本県では「いのち輝く神奈川」とSDGsを一体的に進めており、「未病改善の取組」、「かながわプラごみゼロ宣言」に基づく行動などの具体的なアクションを進め、より多くの方々にSDGsを「自分事」として捉えていただきたいと考えています。

今後も、SDGs先進県として多様なステークホルダーとのパートナーシップを軸にSDGsの取り組みを通じた地方創生を図るとともに、国連やUNDPと連携し、グローバルなネットワークを築き、神奈川発のSDGsローカライゼーションの取組を国内外へ発信していきます。

## 令和2年度特定行政書士法定研修受講のご案内

日本行政書士会連合会より発行されております月刊「日本行政」5月号へ掲載されましたとおり、本年度も昨年度に引き続き特定行政書士法定研修が実施されます。

基本的には月刊「日本行政」5月号の募集要項に記載されておりますとおり運営されますが、神奈川県行政書士会では以下の点につきまして対応可能となっております。ご希望される方は所定の方法にてお手続きをお願いいたします。

### 1、振替受講について

原則、お申込みをされたクールでの受講となります。

但し、諸事情により振替受講を希望される方は、対応致しますので必ず事務局までお問い合わせください。

なお、各クールのお申込み状況によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

### 2、テキストの事前配付に関して

テキストの配布は、原則として研修初日に研修会場で配布しております。テキストの事前配付をご希望される場合は、神奈川県行政書士会ホームページ「お知らせ」に掲載された案内をご確認の上、事前の申請をお願いいたします。

なお、配布方法は、事務局窓口でのお渡し又は着払いでの郵送のみとなります。配布時期は7月上旬頃となります。配布準備が整いましたらホームページにご案内を掲載いたします。

※Aクールを受講される方につきましてはテキストの到着時期の都合により、事前配布が困難となる場合がございます、予めご了承ください。

◎講義日程 研修会場は全て本会大会議室です。

	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目
A クール	7月20日(月) 10:00~ 15:30	7月27日(月) 10:00~ 15:45	8月3日(月) 10:00~ 16:35	8月17日(月) 10:00~ 16:35
B クール	9月3日(木) 10:00~ 15:30	9月10日(木) 10:00~ 15:45	9月17日(木) 10:00~ 16:35	9月24日(木) 10:00~ 16:35

(注) 講義時間に関しましては、原則として各コマ60分ですがDVDに収録されたプログラムの時間によって、各コマの時間が多少前後する場合がございます。

# 高原BBQプラン

初夏は爽やかな  
高原でBBQ♪

解放感あふれるコテージのテラスでBBQはいかがですか？

**ハケ岳** ネオオリエンタルリゾートハケ岳高原

1日20棟限定 **コテージ テラスBBQプラン**



テラスBBQイメージ



テラスBBQイメージ

広告有効期間:2020年7月22日

お一人様/消費税・サービス料込【スタンダードコテージ・ハイグレードコテージ】

**1泊2食付 8,500円** 小学生5,400円  
4才以上の未就学児4,800円



コテージ外観一例



コテージ内観一例



テラスBBQイメージ

**安曇野** ホテルアンビエント安曇野コテージ

**コテージBBQプラン**



BBQイメージ



BBQイメージ

広告有効期間:2020年7月22日

お一人様/消費税・サービス料込・入湯税別【スタンダードコテージ】

**1泊2食付 8,500円** 小学生5,400円  
4才以上の未就学児4,800円



コテージ外観一例



コテージ内観一例



コテージBBQイメージ

**蓼科** ホテルアンビエント蓼科コテージ

**お手軽BBQプラン**



BBQイメージ



BBQイメージ

広告有効期間:2020年7月22日

お一人様/消費税・サービス料込【スタンダードコテージ・わんわんパラダイスコテージ(愛犬宿泊料別)】

**1泊2食付 7,500円** 小学生5,400円  
4才以上の未就学児4,800円



コテージ外観一例



コテージ内観一例



コテージ内観一例

**伊豆高原** ホテルアンビエント伊豆高原アネックス

室数限定 **アネックス テラスBBQプラン**



テラスBBQイメージ



BBQイメージ

広告有効期間:2020年7月22日

お一人様/消費税・サービス料込・入湯税別【アネックス】

**1泊2食付 9,600円** 小学生5,400円  
4才以上の未就学児4,800円



アネックス外観



アネックス客室一例



温泉大浴場

※宿泊料金はお一人様/消費税込・サービス料込、入湯税(税)別、愛犬宿泊料別の料金です。※2名様以上でのご利用より承ります。※夕食内容をランクアップしたプランもございます。BBQは7月22日以降も提供いたします。詳しくはご予約時にご確認ください。※ご利用いただける客室及び客室数は日程により異なります。ご希望、ご指定が承れない場合がございます。※7/22までの休館日/伊豆高原アネックス6月22~25日。※画像はイメージです。季節と食材の仕入れ状況により、提供内容が異なります。

**高速バスのご案内 新宿⇄ハケ岳・清里・蓼科・安曇野**

お一人様 片道 2,200円(税込)

トリスジャパンの  
高速乗合バスをご案内します。

通常期のご予約は利用日の4ヶ月前の同日からの受付となります。●4ヶ月前の同日が無い場合は3ヶ月前の月の初日が予約開始日となります。●予約開始日が予約センター休業日の場合は翌営業日より予約開始となります。

ご予約はセラヴィリゾート泉郷予約センターまで 月~土曜日/10:00~18:00 ※日・祝日及び12/29~1/3は休業となります。

**050-5846-1234**

泉郷法人会員

検索

<http://hoyojo.izumigo.co.jp/>



- ・横浜市より依頼がありました、第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に係る申請補助業務が、令和2年度からはじまります。  
これを受け、令和2年4月15日に、横浜市健康福祉局援護対策担当課主催による、上記受託事務に係る説明会が開催され、受託業務対応予定の緑支部（緑区・都筑区・青葉区）、磯子・金沢支部（磯子区）、戸塚支部（戸塚区・泉区・栄区）及び本会より、計12名が参加しました。
- ・川崎県民センターの行政書士相談が、かわさきFM（79.1MHz・本年4月8日の10:15から10:45まで放送）の「川崎県民センター情報」の冒頭においてピックアップされ、行政書士相談の詳細な内容が紹介されました。
- ・エンディングサポート（終活支援）6士業合同相談会が令和2年2月15日に開催され、神奈川県行政書士会として相談部2名が相談員として派遣されました。
- ・横浜市空家対策相談について、令和2年3月のセミナー及び相談会は新型コロナウイルスの影響により中止になってしまいましたが、令和2年度は改めて横浜市よりご依頼いただく予定になっています。また、専門的な相談は、市民相談センターで対応します。

## 重要なお知らせ

※新型コロナウイルスの影響による、各種相談会の状況について（令和2年4月15日現在）  
状況は刻々と変わります。最新の情報は神奈川県行政書士会へお問い合わせください。

- ・市民相談センター（毎週火曜日・水曜日 13時～16時）電話相談  
通常通り実施しています。なお、当面の間、相談員への電話転送にて対応しております。
- ・県民センター県民の声・相談室 行政書士相談（川崎県民センター 毎週月曜日9時～12時、13時～16時 かながわ県民センター 毎週金曜日9時～12時、13時～16時）対面及び電話相談  
当面の間、対面による相談を休止し、相談員への転送電話相談のみの対応になります。
- ・かながわ総合行政相談（毎月第1、第2、第4、第5木曜日 13時～16時）対面相談  
令和2年4月及び5月の相談は中止となります。

## 【建設環境部の活動紹介】

こんにちは！

今回は我が部の活動内容のご紹介をさせていただきます。

私たちは横浜西口そばにある、かながわ県民センター建設業課フロアにて建設業の相談にあたる相談員、経営事項審査の審査員の育成、調整、主な管轄業務である建設業、産業廃棄物処理業、農地関係業務の研修会を行っております。



また、業法の改正等に対応するため、主に東京都、埼玉県、千葉県の行政書士会 建設関係業務部と連携を取り、相互乗り入れ研修会、合同会議、関東地方整備局 建設業課との意見交換会などを行っております。

そこで得られた情報を、本会の会員ホームページに掲載してお知らせしております。

1都4県の建設業許可トップによる建設業法関連書籍の執筆・発行も致しました。



皆様にぜひご活用いただきたくお願い申し上げます。



令和2年4月17日

関係各位

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた建設業許可・経営 事項審査の申請等の対応について

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月20日（月）から当面の間、次のとおり建設業許可・経営事項審査の申請等について、原則として郵送での受付とします。

業 務	対 応
建設業法の許可・届出	原則として郵送で受け付けます。
経営事項審査	
建設リサイクル法の登録・届出	
浄化槽法の登録・届出	
住宅瑕疵担保履行法の届出	
建設業法の許可等の閲覧	不急の閲覧利用は避けていただくよう、お願いします。

- 上記許可・登録・届出に係る窓口での対面による相談・審査は、当面の間、休止します。
- 上記各業務に係るお問合せは、電話（045-313-0722）を御利用いただくようお願いいたします。

問合せ先

横浜駐在事務所（建設業審査担当） 篠原

電話 045-312-1121（内線2401）

## 令和元年度 民事法務部主催第3回研修会 開催報告

1. 日 時：令和2年2月17日（月）
2. 受付開始：13：30
3. 実施時間：14：00～16：30
4. 場 所：神奈川県行政書士会 大会議室
5. 表 題：「明日から使える！実務家のための民法（相続法）改正の研修会（全3回）」  
第3回 相続法改正の重要論点②遺言・遺留分等編
6. 講 師：片岡 武 弁護士
7. 参 加 者：73名
8. 研修内容



上記日程において、令和元年度民事法務部主催の第3回研修会を開催いたしました。本研修は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号、以下改正相続法、一部の規定を除き令和元年7月1日施行）について、改正の概要や趣旨、従来の実務上の取り扱いとの相違点など、実務家として知っておきたい事項・留意点を長年裁判官として活躍されていた片岡武弁護士より解説していただき、会員の方々の理解を深めていただくことを目的としております。配偶者居住権、遺産分割、遺言、遺留分制度など多岐にわたる改正内容をテーマとし、全3回シリーズで開催し、最終回の本研修会も、申込受付を開始してまもなく定員を超える参加申込みをいただきました。

最終回は、主に法改正後の「遺言」「遺留分制度」の各論の講義となりました。講義の前半は、遺留分制度の設計変更について、改正の審議の過程から変更点の概要をお話していただきました。また、遺言については、主に変更後の自筆証書遺言、特定財産承継遺言、相続分の指定、遺産分割の指定について、詳細にご講義いただきました。

後半は、主に遺留分侵害額請求権と遺言執行者の職務権限についてのご説明の後、最後の事例研究として、改正相続法を踏まえた事例の検討時間を設けていただきました。そして、全3回シリーズのまとめとして、最近の実務家の傾向と実務家に求めることを、実務上の留意点の観点からお話していただき、本研修会も盛況のうちに終了いたしました。

9. まとめ

講師の裁判官としての長年の実務経験を基に法改正後の留意点、我々の実務において役立つ講義をしていただき、全3回の研修会は終了いたしました。貴重な講義をしていただいた片岡先生に心より御礼申し上げます。

民事法務部では、今後とも会員の皆様の業務に役立つ研修を開催してまいります。多数のご参加をお待ちしております。以上



## 民事法務部からのお知らせ

### ～法務局における自筆証書遺言書保管制度の手数料について～

令和2年7月10日（金）より開始される、「法務局における自筆証書遺言の保管制度」につきまして、その手数料と遺言書保管所についてご紹介いたします。

相続法改正により、法務局における自筆証書遺言の保管制度（遺言書保管法）が創設されました。施行日に向け、手続の詳細やその費用については政省令の制定が待たれておりましたが、令和2年3月23日に手数料令が公布され、以下のとおり遺言書の保管の申請等に係る手数料の額が定められました。

詳細は添付の手数料令をご覧ください。

申請・請求の種別	手数料	備考
保管の申請	1件 3,900円	申請時のみ
閲覧の請求	1回 1,700円	原本を閲覧する場合
閲覧の請求（モニター）	1回 1,400円	原本が保管されていない法務局で閲覧する場合
遺言書保管事実証明書	1通 800円	保管されていない場合はその旨の証明書
遺言書情報証明書	1通 1,400円	遺言書のスキャン画像など
撤回・変更時	手数料なし	※申請書又は撤回書の閲覧は1,700円

また、遺言書保管所（法務局）のうち、横浜地方法務局管内の一覧は以下のとおりです。詳細は法務省ホームページ等をご確認ください。

- ・横浜本局、川崎支局、横須賀支局、湘南支局、西湘二宮支局、相模原支局、厚木支局  
（各出張所、証明サービスセンターでは現在のところ実施が予定されておりません。）

民事法務部では、今後も民法改正については勿論、民事法務業務に係る情報発信をしてまいります。

以上

添付資料：法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令  
（令和二年三月二十三日政令第五十五号）

第四条第五項、第九条第五項及び第十条第七項において準用する法第十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

納付しなければならない者	金額
一 遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求する者	一回につき千四百円
二 申請書等（令第十条第一項に規定する申請書等をいう。この項の下欄において同じ。）又は撤回書等（同条第二項に規定する撤回書等をいう。同欄において同じ。）の閲覧を請求する者	一の申請に関する申請書等又は一の撤回に関する撤回書等につき千七百円

附 則

この政令は、法の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律関係手数料令（令和二年三月二十三日政令第五十五号）

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十二条第一項及び

第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（遺言書の保管の申請等に係る手数料の額）

第一条 法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一	遺言書の保管の申請をする者	一件につき三千九百円
二	遺言書の閲覧を請求する者	一回につき千七百円
三	遺言書情報証明書の交付を請求する者	一通につき千四百円
四	遺言書保管事実証明書の交付を請求する者	一通につき八百円

（遺言書保管ファイルの記録の閲覧等に係る手数料の額）

第二条 法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第七十八号。以下「令」という。）

## “10周年” 外国人無料電話相談 ～新型コロナにも負けず相談継続～

実施日：毎週 月、水、金曜日

実施時間：13時30分～16時30分

対応言語：日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語

相談員：国際業務相談員の先生方

国際部では、国際業務相談員の先生方のお力添を頂き、平成22年4月から約10年間にわたり外国人の在留資格・国籍等に関する無料電話相談を行ってきました。

近時では、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響で諸外国への移動制限や、失業、内定取り消しなど、日本で暮らす外国人の方々の不安や相談事も増加しており、その解決策を見出すためにも「外国人無料電話相談」の役割は大きなものとなっております。

一方、「外国人無料電話相談」に対応する相談員の先生方は、本会相談室へお越し頂き対応しているなど、新型コロナウイルス（COVID-19）感染リスクへの問題も御座いました。

そこで国際部では、どのような体制で相談継続が出来るかを検討させて頂き、この度リモートワークでの電話相談体制を整える事が出来ました。これにより、相談員の先生方の感染リスクを下げた上での外国人の「困った！」にも答えられる体制が整えられたと考えております。

また、「外国人無料電話相談」は、外国人の相談対応を担っている行政や地域の相談機関からも、このような状況の中での電話相談は是非続けて欲しいとのコメントも頂いており、このような時こそ「外国人無料電話相談」はより重要な役割を果たせるものだと感じております。

今後共、国際部及び「外国人電話無料相談」へのご理解ご協力の程どうぞ宜しくお願い致します。

以上 （国際部：山岸）



研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈総務部〉 研修会申込番号：下記日程欄に記載しております</p> <p><b>総務部主催研修会の開催について</b></p>
内容	<p>「犯罪インフラ撲滅対策について」                  「行政書士法及び職務上請求書の取扱いについて」                  (※神奈川県行政書士会「職務上請求書の取扱いに関する規則」第3条に定める研修会となります。)</p>
日時 (予定)	<p>① 令和2年5月29日(金) 研修会申込番号：総20-05                  ② 令和2年6月29日(月) 研修会申込番号：総20-06                  ③ 令和2年7月29日(水) 研修会申込番号：総20-07                  いずれも、13:30~16:00(受付:13:00)  <u>※都合のつく開催日にご参加ください。</u></p>
場所	<p>本会 大会議室(横浜市中区山下町2番地)</p>
講師	<p>神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 担当官                  総務部長 条 智仁</p>
費用	<p>無料</p>
申込期限	<p>準備の都合上、<u>各開催日の1週間前までに</u>、事務局宛にお申込みください。</p>
対象者	<p><u>職務上請求書購入にあたっての義務研修</u>ですので、現に職務上請求書を使用中の会員、今後使用予定の会員で未受講の方はご参加ください。</p>
定員	<p>40名(申し込み先着順)</p>
備考	<p>会員専用HPからのお申し込みにご協力ください。  <u>遅刻をされた場合、未受講となることがございますので、ご注意ください</u>  <u>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合がございます。</u>  <u>受講の際は必ず会員専用HPをご確認の上、ご来場ください。</u></p>

切り取らずにお申込みください

----- 申 込 書 -----

総務部主催研修会 ( ① ② ③ ) に出席します。

※いずれかに丸印を付けてください。

令和 年 月 日

研修会申込番号：総 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 会員番号(4ケタ)： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

**鶴見・神港支部**

**2019年度第5回鶴見・神港支部  
研修会のご報告**

2020年2月4日（火）、かながわ県民センター301号室において、2019年度第5回鶴見・神港支部研修会を開催いたしました。研修会の出席者は、支部会員28名、他支部会員14名の計42名でした。

今回の研修は「インボイス制度導入と士業のこれからを考える」と題しまして、2023年10月に導入を控えた適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、公認会計士・税理士の鈴木賢二先生を迎え、ご講義いただきました。



講義はまず「消費税とは？」という部分から始まり、インボイス制度の導入スケジュール、現行制度との違い、我々が日々の業務で作成する請求書がどのように変わるのかを税理士の観点からお話いただきました。特に、制度導入後に免税事業者が直面するであろう問題については、参加会員も他人事ではないという危機感を共有できたように思います。



講義後に行われた懇親会には、鈴木先生を始め、多くの会員にご参加いただきました。講義は真面目に、懇親会は楽しく、ツルシンらしい雰囲気の中、大いに盛り上がりました。

研修会に参加された皆様、誠にありがとうございました。今後も鶴見・神港支部では、日々の業務に役立つ研修会を開催してまいります。今回は残念ながら参加されなかった皆様も、ご参加をお持ちしております。

（作成：研修部高橋）

**緑支部**

**緑支部令和元年度第4回研修会のご報告**

日時 令和2年2月19日（水）  
18：30～20：30  
場所 アートフォーラムあざみ野・男女共同  
参画センター横浜北  
題目 「イザという時の行政との闘い方  
～審査請求の実務と、特定行政書士の  
可能性について」  
講師 特定行政書士 志水晋介先生  
（東京都行政書士会所属）

第4回緑支部研修会が、アートフォーラムあざみ野・男女共同参画センター横浜北にて開催されました。参加者の中には、茨城会、佐賀会と、遠方からご出席頂いた方もいらっしゃいました。

講師は、かつて緑支部の会員であった東京都行政書士会所属の志水晋介先生にご講義頂きました。志水先生は、自身が特定行政書士でもあり、特定行政書士特別委員会委員をはじめ、非常勤講師などを務めております。



行政書士業務の新たなフィールドである「行政庁の許認可等に関する不服申立て手続き」について、志水先生が実際におこない、取消裁決を勝ち取った審査請求の事例をもとに、審査請求の実務を講義して頂きました。現時点で、行政書士会全体でも実例は非常に少ない上、その実務の実態はあまり知られてはいません。その上で、実際に手続きをおこなってみて気が付いたことや、手続きを進めて行く上で浮かび上がった反省点等についても、貴重なお話を聞いたことは、魅力のある業務といえるだけでなく、特定行政書士の業務の可能性を広げるものだといえます。また特定行政書士ではなくても行政書士としてその対応策を知っておくことは、非常に重要であるともいえます。今回の研修は貴重な知識が共有できる有意義なものとなりました。

終了後、ご参加頂いた先生方からお寄せ頂いたアンケートには、

- ・具体的な例が題材となっていたのでとても参考になった。
- ・具体的な特定行政書士の役割と業務を勉強することができました。
- ・審査請求の実態が一つの体験例を吐露して頂いたことで明らかになり、とても参考になりました。

・時間がもう少しあってもよかった。反省点をふまえ話が聞けてよかった。

などといったご意見を頂戴いたしました。

最後に、講師の志水晋介先生、研修部の皆さま、ありがとうございました。



## 緑支部主催イベント中止並びに緑支部令和元年度第5回研修会の中止のご報告

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大のリスクが高まっており、緑支部内協議をし、ご参加の皆さまおよび関係者の健康面や安全面を第一に考えました結果、令和2年2月29日（土）に開催を予定しておりました緑支部主催「キリンビール工場見学と懇親会」イベント並びに令和2年3月23日（月）に開催を予定しておりました緑支部令和元年度第5回研修会を中止することを決定いたしました。来年度改めて、仕切り直したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。  
（広報部 落合進）

## 旭支部

旭支部区域は相鉄沿線に位置しており、高度成長期にベットタウンとして発展してきました。当支部は小世帯ですが、支部内外で活躍されている著名な先生方が多数在住されております。

旭・瀬谷両区ともに区制50周年を迎え、相鉄線とJR線の相互乗り入れもはじまりエポックメイキングな年となりました。

本年度も、湯浅博支部長のもと活発に活動を行っております。

## 1 研修会

**(1) コンプライアンス体制構築への提言 ～  
中堅・中小企業経営者への提案活動に役  
立ついくつかの方策～提案型行政書士に  
なれるヒアリング術**

講師：上村幸一郎先生（旭支部幹事）令和元年  
9月20日（金）旭区総合庁舎4階 旭公会  
堂 会議室 参加者 20名 他支部 2名



上村幸一郎先生

上村会員を講師に迎え、コンプライアンスをテーマにお話ししていただきました。講師は、みずほ銀行出身のバンカーであり、J-REITのコンプライアンスオフィサーのキャリアをお持ちで、中小企業はもとより大会社組織にも精通したコンプライアンス実務に造詣が深い第一人者です。アメリカのエンロン事件を端緒にコンプライアンス経営の意識が高まり、日本でも会社法の施行・幾重の改正でその重要性は増

しています。今回のお話は体制構築をいかに企業に提案していくかを切り口に行政書士の関与の可能性について検討する意欲的なテーマです。経営者を縛るものであり、当該制度の導入には難色を示すのが通例で、導入に際してトップをいかに説得するかが肝要であるとのことでした。ハラスメント対応を例に、ときには、公的な席上で責任者と対峙しなければならない立場から、常にメモ等を取り、記録を残す習慣をつけることの重要性を示されていました。エビデンスが何かにつけ求められる昨今、再認識いたしました。参加者には不動産業界の方もおり講義終了後、専門的な知見について、スペシャリスト同士貴重な交流を提供できる機会ともなりました。政策融資を専門とする旧興銀のOBとして、日本の産業界を支えた話を伺いながら、城山三郎の経済小説を彷彿させる世界が頭をよぎりました。普段、お話をさせていただくなかでもスケールの大きな世界を感じることができ、行政書士の層の厚さ、他の士業にはみられない多士済々の集団であることに深く思いをいたした次第です。懇親会では、引き続き本会より小川企画部長にご参加をいただき、長身のロマンスグレーであり、どこまでもジェントルな講師を囲み、楽しいひと時を過ごすことができました。

余暇には居合抜きをたしなまれる、さながら海坂藩の青年武士のたたずまいに、混迷を深める世情の水先案内人としてますますのご活躍を祈念しております。

**(2) 相互の業務改革の観点から弁護士と行政  
書士の連携の可能性を考える**

講師：佐野周造先生（弁護士）11月15日  
（金）旭区総合庁舎4階 旭公会堂 会議室参  
加者19名 他支部3名





佐野周造先生

支部内にある県立高校出身の佐野弁護士をお招きし、行政書士と弁護士の連携の可能性について、お話いただきました。

当該テーマで必ずとりあげられる非弁行為について判例にふれ、ご自身の経験をもとに入管業務を専門とする行政書士との協業の可能性についてお話いただきました。司法制度改革とともに、旧来の弁護士のイメージも変化しつつあります。給費制時代に修習をおえた講師は法律職のヒエラルキーにとらわれることなく、いくつかの事例をとおして、あくまでも顧客満足に資することが重要であるとのお話しをいただきました。他士業と連携の経験をお持ちの先生方にとっても、連携の質や幅を考える契機となったのではないのでしょうか。

マスコミでも活躍されている北村弁護士の事務所の共同経営者としても、興味は尽きないところではありますが、法律事務所の広告解禁とともに、いまやその宣伝効果のほどは疑いなくところだと思います。従前には好悪があったところですが、しかし、有名弁護士の実情に少なからず好奇心を持つのが偽らざる気持ちでしょう。反社勢力とのやりとりなど普段は損害賠償事件や保険事件とくに交通事故を専門としている講師に、登壇中のもとより、懇親会でもその切れ味鋭い語り口とユーモアを忘れない人柄に魅了された参加者が多かったことを申し添えておきます。

人気法律事務所の経営の合間に少年野球の監

督や釣りにゴルフにと、席上、参加者から泳ぎ続けるマグロと評された、まさに脂ののりきった佐野先生のご隆盛をお祈り申し上げます。

## 2 賀詞交歓会

令和2年1月25日(土)

二俣川相鉄ライフ 4Fコミュニティサロン



賀詞交歓会

地域選出の議員や行政担当者の皆様をお迎えして、新年をお祝いする会を二俣川駅近接施設にて開催いたしました。司会は市川会員がつとめるなか、柳澤副支部長による開会宣言をうけ、湯浅支部長の挨拶、若林政治連盟支部長、高橋亮太コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部横浜中地区長の挨拶とつづき、大野コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部監事による乾杯発声のあと着席によるなごやかな宴がはじまりました。

行政代表、本会代表、議員代表とご来賓からご祝辞を賜るとともに昨年同様、地域在住のトリオによる演奏が会に華を添えてくださいました。両区にまたがる米軍基地の跡地利用の目玉である花博誘致、新交通システムの建設の話題や昨今続いている自然災害に対する対応措置、高齢者障害者福祉の現況など丁々発止の談義が各テーブルで繰り広げられ有意義な情報交換の場ともなっています。新春を寿ぐ会は高橋光宏副支部長の閉会の挨拶をもって、盛会のうちにおえることができました。

今回から国会議員をお招きし、われわれ行政書士の活動を知っていただき、意見交換の場の

機能が強まったと考えています。今後も、地域に寄り添う活動は何かを考え、みなさまとの交流を深めてまいります。

### 3 無料相談会

高橋副支部長の指揮のもと、年間を通じて相談会の運営を行い、相談員の委嘱・OJT等を実施しております。一連の相続法改正をうけ当該案件に、より関心が集まりました。



無料相談会

#### (1) 第1回 旭支部街頭無料相談会

旭区役所1階 特設スペース 令和元年11月18日(月) 10:00~15:00

相談件数: 21件 (内訳) 遺産分割 7件  
 相続 4件 遺言 2件 成年後見 2件  
 空き家 1件 DV 1件 戸籍取得 1件  
 消費生活 1件 在留資格 1件 海外移住 1件

#### (2) 第2回 旭支部街頭無料相談会

瀬谷区役所2階 特設スペース 令和元年11月26日(火) 10:00~15:00

相談件数: 10件 (内訳) 相続 3件 遺言 4件  
 金銭弁済 1件 年金 1件 親族親子 1件

### おわりに

未曾有の事態に恒例の大和綾瀬支部との合同研修会や区役所の無料相談会の一部が中止になりました。感染症拡大の一途をたどる中、今なお鍛練を怠らない剣道七段の新支部長の背中

ひときわ頼もしく、所属会員の協力と関係各所との調整等によって会員の安全が確保され且つ支部活動が滞りなく実施されていることをご報告するとともに、この稿を皆様をご覧になる頃には猛威をふるっているウイルス禍が収束していることを願っております。

(支部幹事 前田宏興)

## 戸塚支部

### 戸塚支部活動報告

令和元年度における暴力団等排除対策本部戸塚分会の活動を報告します。

まず、6月7日(金)、泉区暴力団排除推進協議会の定期総会に出席しました。

同協議会は、神奈川県暴力追放推進センターと連携し、泉区の行政機関及び各種団体等に参加を呼びかけ、暴力追放運動を展開するものです。

総会では、同協議会会長、泉区長、泉警察署長の挨拶の後、事業活動や収支決算が報告され、続いて事業活動計画案や収支予算案が可決されました。

その後、反社会的勢力対策映像の上映と暴力追放宣言(暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない、の「暴力団追放三ない運動+1」)があり、同会副会長による閉会のことばで総会は終了しました。

続いて、10月4日(金)に、戸塚区暴力団排除対策推進協議会の通常総会に出席しました。

まず、同協議会会長、戸塚区副区長、戸塚警察署長の挨拶があり、前期事業及び収支報告、今期事業計画及び予算計画が承認されました。

その後、神奈川県警察本部暴力団対策課担当

者から、戸塚区内の暴力団構成員の動向等、最近の暴力団情勢についてのお話があり、閉会となりました。

さらに、10月15日（火）には、栄区暴力団排除対策推進協議会の通常総会に出席しました。

総会は二部構成にて行われ、第一部では、前期1年間の活動報告、決算報告があり、いずれも承認されるとともに今期1年間の活動案、予算案が上程され、いずれも可決されました。

続く第二部では、神奈川県警察の暴力団排除対策課担当者より、①栄区内に暴力団事務所は存在しないものの、暴力団であることを秘匿して居住する者がいない可能性を排除できず、注意を要すること。②直近1年で、県内で発生した特殊詐欺の被害総額は58億円に及び、十分な警戒を要することについて注意がなされ、閉会しました。

近年、暴力団の活動は「ホワイト化」しており、一般市民を装って行われることが多くなっています。いずれの総会も、我々行政書士も知らない間に暴力団からの依頼を引き受け、結果として暴力団の活動を促すことのないよう注意を喚起されるよい機会となりました。

## 鎌倉支部

### 鎌倉市図書館セミナー

2月13日（木）、大船の玉縄学習センターにて、恒例となりました図書館セミナーが開催されました。「暮らしのお役立ち講座」という位置づけで、今回は遺言と相続のテーマでの講義でした。講師は当支部の小林三千世会員です。民法改正で大きく変化するポイントについての話も聞けるということもあり、なんと当日の会場は立ち見も出るほどでした。それ以前

に、定員を大きく超えてしまい締め切り前にお申し込みをお断りするなど、市民の期待と関心が、非常に高かったことに支部としてもびっくりしました。

講師の分かりやすく、また落ち着いた語り口と、今回初のお披露目となった本会研修部作成のデジタル紙芝居との合わせ技により、誰にでもとても身近なこととして遺言、相続について考える機会になったようです。また、肩肘張った雰囲気がなく、たびたび会場が笑いに包まれていたのも、講師の人柄がよく出ていました。参加者の方々も前のめりになり、もっと聞きたい、もっと知りたいと思わせていました。

残念ながら、今回この講座を聞くことができなかった市民も相当数おいでになるはずですので、状況が許せば今後第二弾、第三弾とまた企画される可能性は高いかも知れません。

（田中 頼子）



## 湘南支部

ホームページで情報発信！

湘南支部の取り組みを紹介します

湘南支部では毎年、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で支部主催の街頭無料相談会をそれぞれ年1回ずつ開催しています。2月29日には藤沢市役所で街頭無料相談会を行う予定でした。しか

し、新型コロナウイルスへの感染拡大防止の観点から、相談会は中止となりました。

今回は、相談会以外で当支部が市民の皆様に対して行っている取り組みを一つご紹介します。

湘南支部では、支部のホームページに毎月コラムという形で記事を執筆しており、このコラムを通じて、市民の皆様へ向けた積極的な情報発信を行っております。

このコラムの執筆は当支部の役員らが月別で担当しており、その内容は、執筆担当会員の得意分野に関するものであったり、法改正などがあればそれに関連する情報であったり、市民の方にも馴染みがある業種やお店などに関する許可についてであったりと、非常に幅広いです。

ここ最近の例を挙げますと、民法改正に関連した配偶者居住権や自筆証書遺言に関する記事、入管法や国籍に関する記事など、多くの方が興味関心を持っていると思われる内容を記事として公開しています。そのほか、車庫証明や自動車の住所変更といった市民の皆様の生活に関わる手続きの案内や行政書士そのものについての紹介といった内容の記事も公開しています。

このコラムは、確認できるだけでも2009年頃から現在に至るまで、10年以上にわたりほぼ毎月更新されており、その数は120記事以上(2020年4月時点)にもなります。

10年以上にわたり蓄積されてきた当支部のコラムが、きっとどこかで誰かの役に立っていることを信じて、今後も継続していきたいと考えております。

気になった方はぜひ湘南支部ホームページをご覧ください。スマートフォンの方はQRコードからもアクセスできます。

<http://gyoseishoshi-shonan.com/>



## 相模原支部

### 一年を振り返って

新元号を迎えた5月20日、相模原支部では総会での役員改選が行なわれ若林支部長による新体制が発足し、一年が始まりました。そして、夏の業務研修会と暑気払い。相模原市内の弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の五士業で構成されている相模原士業連絡協議会による合同相談会と合同セミナー。秋には街頭無料相談会。少し早い忘年会。恒例となった、年末の市立図書館セミナー。年が明けて、業務研修会、賀詞交歓会、等々、定例の行事です。しかし、定例とはいかないこともありました。10月の街頭無料相談会では、いつもの会場が使用できなくなったため、会場探しから始めました。初めての会場にもかかわらず、当日は例年を上回る多くの件数のご相談をいただき、相続法改正に関わること、家族信託や成年後見制度などを絡めた複雑なご相談にいらっしゃる方も増えており、この相談会が必要とされていることを実感致しました。

去年は、未曾有の災害に襲われるという、相模原支部始まって以来、最も大きな事件が起きました。10月16日、激甚災害に指定された台風16号は、相模原市にも非常に大きな被害をもたらしました。

市内の災害発生地域や近隣に住む会員の安否と被害状況の確認、行政との連絡、本会への報告、相模原支部の幹事MLや支部インフォメーションへの発信、日々刻々と変わる被害状況についての情報収集など、その日から、各方面とのやり取りは、まさしく嵐のような状況でした。

相模原市からの災害相談室開設に向けての協力依頼を受け、相談員募集から日程調整まで、迅速に対応しました。災害相談員ボランティア

の募集には、即時に多くの会員が手をあげてくださいました。また、行政の様々な場面で長年の経験を積まれた会員からは、災害時に必要とされる対応について多くの情報が発信されました。相模原市士業の中で、最も早く市の要請にこたえ、相談態勢を整えたのは我々行政書士であったという事は、行政書士としての大きな誇りと自信になりました。被害の大きかった三地区の相談室に来られるのは、憔悴し途方に暮れながらも、ようやく相談室に来られた、という方ばかりです。相談員として、何かできることはないか、少しでも安心できる方法はないかと皆必死の対応をされていました。未曾有の災害を経験し、支部会員の結束は、より一層深まったように感じます。

相模原市は神奈川県において人口第3位の都市となり、政令指定都市として10年目を迎えました。地方選挙が終わり新市長のもと、リニア新駅の開業、小田急多摩線の延伸を始め、益々の発展が期待されるこの街で、行政書士として品位を保持し公正をもって市民に寄り添い、行政との架け橋となれるよう日々努力・研鑽を積むと共に、支部活動にも積極的に寄与・協力し各区役所での相談会の実施を始めとして、各種災害時においても、市役所と協働して災害相談員をさせて頂くなど、広く社会に貢献するべくやれることを随時見直しております。また、昨今の感染症の流行などの非常事態に際しては、これまで想定していなかったような企業活動の問題なども起きてきます。即効的な対処とは言えませんが、飲食店や工場におけるHACCP、BCP等、一層見直さなければならない制度についても、ご相談を承っております。専門家として、皆さんの「街」の一員として、相模原支部はこれからも活動をしていきます。市役所通りの桜は、今年も満開です！

鳥影裕司



## 海老名・座間支部

### 令和2年度新年業務連絡会

日時：令和2年1月11日（土）  
15時00分～16時30分  
場所：レンブラントホテル海老名

令和2年1月11日（土）、年の始めの恒例行事である令和2年度新年業務連絡会賀詞交歓会が、レンブラントホテル海老名にて行われました。

業務連絡会では、当支部・高木支部長のご挨拶を皮切りに、

- 1) 令和元年度4月～12月活動報告（高木支部長）
- 2) 支部会計の経過報告（小坂支部役員・会計担当）の報告がありました。



高木支部長からは、当支部会員は令和2年1月1日現在で64名となったことが報告され、

比較的少数ではありますが、より機動性よく緊密に連携しながら活動していきましようというお話をいただきました。また、既に様々な支部活動に参加されていますが、改めてということで、相澤英伸先生と山岸眞美先生から新入会のご挨拶をいただきました（他に本活動期間中1名の他会への転出および1名の退会の報告もありました）。



当支部の課題として海老名市・座間市で行われている市民相談件数の減少傾向（海老名市はほぼ横ばい）について報告があり、広報活動の改善などの意見が出されましたが、当該市担当部署への働きかけや他支部の状況などを確認・情報収集しながら、引き続き状況改善に向けて取り組んでいくことが確認されました（令和2年4月より座間市民相談会の開催回数が月2回から月1回になります。また、海老名市民相談会は同じく令和2年4月より2名での相談体制に変更されます）。

併せて、下川原副支部長より、3）本会理事会の活動内容の連絡（報告）がありました。令和元年5月に行われた本会会長選挙の報告や、主な理事会の動きについて、昨年の国会で可決された行政書士法一部改正内容に関して話がありました。行政書士法一部改正については、「法律の目的」に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されたことを踏まえて、行政書士の活動がより一層国民生活に深く関わっていくことを自覚するとともに、その責務を認識し、社会的な役割を果たしていかなばならない

ことを、会員間で共有いたしました。

このあと、御来賓の方々をお招きしての賀詞交歓会に移り、会員間のより一層の親睦を図ったのですが、その模様は次回紙面にて記載したいと思います。

## ☆通信員後記

本記事を書いているのは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため首都圏をはじめとした7都府県に対して緊急事態宣言が発出されている最中の4月15日になります。

記事の基になっている新年業務連絡会の頃には、現在の状況が起こりうるなど予想もしなかったなあと思いながらパソコンに文章を打ち込んでおります。

そして、この支部便りが実際に会報誌になって発刊されるのは5月中旬以降でしょうか。その頃までにはなんとかこの状況が収束し、平穏な日常を取り戻していたいものだとして強く願ってやみません。

（支部通信員 石黒祐功）

## 政連だより

## 神奈川県行政書士政治連盟

## ■ 衆議院議員 みたに英弘 新春の集いに出席 ■

日時 令和2年2月16日（日）  
15:00～

場所 新横浜プリンスホテル  
5階「シンフォニア」

「衆議院議員 みたに英弘 新春の集い」へ出席いたしました。懇親会に先立ちラグビーW杯の特別サポーターとして、解説でも活躍された元ラグビー日本代表の吉田義人氏による講演会が行われました。W杯開催中の日本代表への国民の熱い声援に対し、感謝の言葉が述べられました。ラグビーの精神である「品位」「情

熱」「結束」「規律」「尊重」を紹介し、特に「品位」はすべての土台になる基本の姿勢・精神であると説明されました。続いて登壇したみたに議員は、野党時代の経験も振り返りながら、与野党の違いにも言及されました。日本を豊かにするために、今行うべきはデジタル規制改革だと述べ、政治家にとって重要なのは結果責任であり、「大事なのは結果を出すこと」であると強調されました。公務のため、急遽、欠席された菅義偉内閣官房長官からのビデオメッセージも披露されました。多数の国会議員、地方議員、団体関係者、地元支援者等約500名が出席され、盛況のうちに終了いたしました。



## ■ 鈴木けいすけ 衆議院議員を励ます会に出席 ■

日 時 令和2年2月12日（水）  
18：30～

場 所 ホテルルポール麹町

「鈴木けいすけ衆議院議員を励ます会」へ出席いたしました。麻生太郎副総理・財務大臣、茂木敏充外務大臣、河野太郎防衛大臣、田中和徳復興大臣、西村康稔経済再生担当大臣、岸田文雄自由民主党調会長など錚々たる国会議員が多数出席され、党内の鈴木けいすけ議員に対する期待の大きさが感じられました。県内からも小此木八郎衆議院議員、甘利明衆議院議員など

多数の議員が出席し、ご本人にとって初の東京での開催であった励ます会は盛況のうちに終了いたしました。



## ■ 衆議院議員 あべともこ 2020新春の集いに出席 ■

日 時 令和2年2月1日（土）  
14：00～

場 所 藤沢市民会館 第1展示ホール

「衆議院議員 あべともこ 2020新春の集い」へ出席いたしました。冒頭に藤沢市歌、寒川町歌が披露されました。鈴木恒夫藤沢市長、木村俊雄寒川町長より祝辞が述べられました。藤井裕久元財務大臣の乾杯により、懇親に入りました。国会議員、地方議員、団体関係者約200名が出席されておりました。枝野幸男立憲民主党代表も駆けつけ、祝辞を述べられま

した。地元密着の集いということで多くの支持者が出席し、大変盛況でした。





## ■ 神奈川県議会議員 おさだ進治 令和2年早春の集いに出席 ■

日 時 令和2年2月2日（日）  
17：00～

場 所 ザ・ウイングス海老名

「神奈川県議会議員 おさだ進治 令和2年早春の集い」へ出席いたしました。県政報告として昨秋の台風による被災状況の説明がなされました。来賓として、内野優海老名市長、甘利明衆議院議員、島村大参議院議員が挨拶されました。多くの地方議員、団体関係者等約300

名が出席され、大変盛会でした。おさだ議員の神奈川県を愛する気持ちや県民に貢献したいという思いが伝わってくる会でした。



## ■ 支部長会を開催 ■

日 時 令和2年2月25日（水）  
14：30～

場 所 本会大会議室

令和2年2月25日（水）、支部長会を開催いたしました。令和3年度予算要望ヒアリングや所有者不明土地への対応に向け、国土交通省、法務省の審議会で検討されている法改正について協議いたしました。各支部における活動についても活発な情報交換が行われました。



## ■ 神政連ホームページ「会員のページ」について ■

神奈川行政書士政治連盟のホームページ（<http://jinseiren.com/>）において、「会員のページ」に活動報告、規約等の各種情報を掲載しております。ぜひご一読ください。

- ・ I D : j i n s e i r e n
- ・ パスワード：事務局までお問い合わせください。

リニューアルした日本行政書士政治連盟のホームページ（<http://www.gyoseiren.jp/>）も併せてご覧ください。

「行政書士かながわ」第261号（令和2年3月31日発行）29ページの記載に誤りがありました。  
誤）横浜副会長 正）横浜副市長  
皆様にはご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

## ■ 罹災証明書の様式の統一化について ■

かねてより、神奈川県行政書士政治連盟においても、災害対策基本法に基づく罹災証明書の様式が各自治体によって異なることから、行政書士が自治体の要請に基づき相談員として派遣された際の迅速な交付申請手続きに支障をきたす旨を、国会・県会・市会の各議員の先生方へご指摘させていただき、様式統一化の必要性についての提言を継続してまいりました。

今般、様式の全国統一化に向け、日本行政書士会連合会と日本行政書士政治連盟より各党議連（懇話会）へ様式統一化の要望を行い、令和2年3月30日付で、内閣府より各都道府県に対して、罹災証明書の様式統一化についての文書が発出されました（別添参照）。昨年の県内の台風被害においても、行政書士会会員が相談員として派遣され、被災された市民の方々のために活動したことは記憶に新しいところです。今後、被災者支援における行政書士の役割は更に高まり、国民に寄り添う土業として活躍の場が更に広がっていくことと思います。

本連盟も、行政書士の立場から様々な要望・政策提言を継続して行ってまいりますので、会員の皆様の更なるご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

添付資料：【日行連発第17号】罹災証明書の様式の統一化について、

内閣府政策統括官（防災担当）発各都道府県知事宛令和2年3月30日付・府政防第737号「罹災証明書の様式の統一化について」

日行連発第17号 令和2年4月3日
各 単位会長 様
日本行政書士会連合会 会 長 常 住 豊 大規模災害対策本部 本部長 常 住 豊
罹災証明書の様式の統一化について
<p>平素より、本会の事業執行にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>災害対策基本法に基づき発行される罹災証明書については、その様式が自治体によって大きく異なるため、応援職員を派遣した他の自治体職員が被災自治体の様式に不慣れで、迅速な交付の支障となっている事例が多くあり、かねてより統一的な様式の制定に関する要望がありました。また、会員の皆様による被災者支援、被災者自治体支援の活動に関連し、本会からも同様の意見を提出していたところですが、今般、内閣府から各都道府県に対し、罹災証明書の様式統一化に関する文書が発出されました（別添参照）。</p> <p>当該文書は都道府県を通じ関係部局及び管下市町村にも周知されておりますので、貴会におかれましても、所属会員への周知方をお願いいたします。</p> <p>なお、本件については本会ホームページにも掲載いたしますこと申し添えます。</p>
<p>【添付】 内閣府政策統括官（防災担当）発 各都道府県知事宛 令和2年3月30日付・府政防第737号「罹災証明書の様式の統一化について」</p>
以 上

府 政 防 第 737 号  
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

内 閣 府 政 策 統 括 官 ( 防 災 担 当 )  
( 公 印 省 略 )

## 罹 災 証 明 書 の 様 式 の 統 一 化 に つ い て

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

&lt; 参 考 : 災 害 対 策 基 本 法 ( 昭 和 36 年 法 律 第 223 号 ) ( 抄 ) &gt;

( 罹 災 証 明 書 の 交 付 )

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 略

別 紙

(整理番号)

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長



別 紙  
(記載例)

(整理番号)

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

**【留意事項】**○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能であることを記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成31年度における被災者支援の適切な実施について」（平成31年4月11日府政防第550号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

# かなさぽ便り

## 20周年記念座談会を開催

かなさぽ設立から20年を迎えるに当たり、かなさぽのこれまでを振り返り、今後を展望しようと、かなさぽを作り、また、育ててくださった先生方をお招きしての座談会が2月20日に開かれました。

参加者からは、まず、自己紹介を兼ねて行政書士が成年後見に取り組もうと20年前に神奈川でNPO法人を設立したときの苦労話のご披露があり、また、コスモスに合流し、全国組織の一員になったいきさつやその前後の精力的な活動の紹介がありました。

### ◆◆行政書士だからこそできる地域連携◆◆

NPO立ち上げのときに神奈川県行政書士会会長でもあった吉村明博さんからは、行政書士が成年後見に取り組む意義について、大野照夫さんからは、地域の課題の発見力、課題解決の提案力を発揮していこう、地域に密着した活動を得意とする行政書士は、そのためのアンテナの感度を高めていこうというお話がありました。

また、長谷川幸子さんからもかなさぽが地域に密着した相談業務や広報活動に取り組んでいることを評価する発言がありました。



### ■参加された皆さん

浦田耕作さん(川崎地区)/大野照夫さん(横浜中地区)/國弘征郎さん(横浜南地区)/長谷川幸子さん(横浜中地区)/吉村明博さん(横須賀地区)

### ◆◆見えてきたさまざまな課題◆◆

浦田耕作さんからは、グローバル化の中で国をまたがる事例が増えていることや視覚障がい者等に向き合う制度の必要性など考えなければならぬ問題の紹介がありました。

また、國弘征郎さんからは、他人の人生に関わる重い仕事ではあるが、ご家族の理解と協力を得て、業務が遂行できているとのエピソードの紹介がありました。

### ◆◆コスモス・かなさぽに期待すること◆◆

最後に、これからのかなさぽのあり方について、多くの有益なご意見をいただきました。

ひとつは、市民後見人の支援をこれからのコスモスの活動の柱にすべきだとのこと指摘で、参加者からも賛同の声が上がりました。

また、コスモスの会費が50パーセントしか支部に還流されないことに対しては、多くの参加者から地域特性に応じた活動を保障するシステムへの見直しが必要との指摘がありました。

その他、女性会員を増やすこと、任意後見へのさらなる取組みの強化など、お話は尽きませんでした。

短い時間でしたが、かなさぽ20年の歩みを振り返り、これからの活動について多くの示唆をいただくことができました。

この座談会の模様は、後日、20周年記念誌に掲載予定です。(広報渉外委員 前田陽子)

## ライフキネティックって？

「次回の市民公開講座はライフキネティックでいかがでしょうか」昨年、横須賀地区役員会でその言葉を最初に聞いたときは、その言葉を聞き取れませんでした。

「ライフキネティック」とは運動と脳トレを組み合わせた、ドイツ生まれのエクササイズ。単に、認知症の予防ということだけではなく、トッ

プアスリートも「見る」「判断する」「体を動かす」という一連の動作を脳機能のレベルから改善するために導入している事例もあるそうです。

2月1日(土)、ライフキネティック日本支部公認トレーナーの渡邊亜紀氏の指導の下、認知機能の向上を目的として行われた、当地区の市民公開講座に参加してきました。

最初に行ったのは、色のついた複数のボールを使い参加者数名で円となっていくもの。他にも二人で行うもの、一人でできるものまであり、バラエティーに富んでいます。二人で行うものとしては、ボールを投げる人が、投げるときに「右」と言ったら、取る人は右足を前に出し、左手でキャッチする。「左」と言ったら、



取る人の足と手は逆にする。言葉にすると単純ですが、これがなかなかできない。一人で行えるものとしてはボールを両手に持ち、2個同時に真上に投げ、キャッチするときは手を胸の前でクロスして取る。これも考えながら行うとできない。瞬発力が求められます。ぜひ、皆さんもお試しあれ。

体と頭を使いながらのエクササイズに、参加者のみならず当地区会員も大いに楽しむことができました。同日、当地区会員井上昂より、「任意後見契約について」説明を行い、また同時に無料相談会も実施。かなさぼのアピールも行い、大変好評でした。  
(横須賀地区 平川宜輝)

## 執行部紹介

第10期総会で新しく選任された、かなさぼの幹事を紹介します。執行部が、どんな活動をしているのか、地区会員にはなかなか見えづらいとの

声を受け、突撃インタビューを敢行しました!



境 隆志(さかい たかし)  
副支部長 小田原西地区会員  
調査委員会、  
研修委員会担当、  
業務管理委員会担当

「役員は、会員の利便を図る仕組み、方策を立案することが業務。「会員ファースト」の目線で、そのためには労苦を惜しみません。調査委員で親族の苦情などを聞くと、いろいろな考えの方がいて、如何に事実を明らかに公平に考えるかに頭を悩ませます。」と仰る境先生は、スキーやゴルフ、なんとフラメンコを観るのがお好きだそうです。アクティブですね!

会員のみなさんへのメッセージをお願いしました。

「後見制度での行政書士への期待や信頼は極めて高いと思います。ただ、専門職云々では悔しい思いをされた方は多いでしょう。しかし今の活動を続けていけば、必ず認められるはず。今後も誠意あふれる活動を続けて、行政書士の地位向上に繋げていきましょう。」

## コスモス入会のご案内

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターに入会するには、規定の時間の入会前研修を受講し、研修終了後に効果測定を受ける必要があります。研修・入会の手続については、下記連絡先にお問い合わせください。

【かなさぼ事務局 毎週月・水・金(13時~16時) 電話番号045-222-8628】

なお、研修はどなたでも受講することができますが、事前に研修生として登録されないと入会前研修として記録されませんのでご注意ください。

また、研修の内容や日程については、かなさぼホームページでもご案内しています。併せてご利用ください。



## 神奈川建行協だより

### ■第4回定期研修会開催のご報告ほか

2020年2月15日（土）午後2時より、令和元年度第4回定期研修会を行いました。1時限目橋本 智志会員より『建設業法逐条研究（第3章 請負契約）』について、2時限目は望月 亮秀会員より『解体工事業者登録、電気工事業者登録』についてご講義いただきました。質問コーナーは須田 靖香会員（当会広報担当幹事）による進行。軽微な工事における主任技術者配置の考え方、注文書等の書式について話題となりました。

なお、2020年4月9日（木）開催予定「春の公開研修会」および同年4月25日（土）開催予定「第5回定期研修会」については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とさせていただきます。当会では、今後このような事態が続いた場合にどのような情報発信ができるか（動画配信・ウェブの活用など）検討を重ねております。

★神奈川建行協Facebookページ  
Facebook内で「神奈川建行協」と  
検索するか、こちらから↓



石川県の情景（根布会員提供）

### ■『入札・契約実務支援マイスター』認定制度について

当会では「許可取得後も支援したい」という思いから、定期研修の2限目に工事請負の入札・契約に関わる研修を行っております。その一環として、平成26年から『入札・契約実務支援マイスター』認定制度を始めました。

この制度は3年毎に審査を行い、合格した会員は『入札・契約実務支援マイスター』として認定されます。認定者には「認定証」の授与があり、認定証授与式の模様は建通新聞に掲載されます。本年6月には、2回目の認定審査を予定しております。

当会では当制度の他「行政書士建設キャリアアップシステム研究会」での活動などを通して研鑽を積み、建設業者の皆様の業績向上に寄与してゆきたいと考えております。

#### <神奈川建行協 今後の予定>

第6回	6/27(土)14:00~	建設業法逐条研究（第4章の2） 入札契約と関連業者登録のまとめ
令和2年度 定時総会基調講演会	7/10(金)	（講演会開始は15:00~予定）

#### <神奈川建行協とは？>

私たちは『建設業関連業務』を中心に活動する、神奈川県行政書士会に所属する行政書士の任意団体です。定期研修会を偶数月に行うほか、会員外の方にもご参加頂ける公開研修会を年二回（春・秋）、基調講演（夏の特別研修会）などを行っております。建設業者の皆様の業績向上に寄与するため、入札その他までアドバイスできるプロフェッショナル集団となるべく、会員一同日々励んでおります。

お問い合わせは事務局まで↓↓

《神奈川建行協事務局》

〒231-0014 横浜市中区常盤町3-27-3-302 行政書士こばやし法務事務所内  
mail: kanaken\_contact@googlegroups.com（須田記）

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「もんじゅの会」

「もんじゅの会 令和2年5月勉強会」Zoom開催

1. 日 時 令和2年5月20日(水) 16:00~16:30
2. 会 場 Zoom (インターネットミーティング)
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」
4. 講 師 もんじゅの会顧問 安友千治、他
5. 会 費 無料
6. 申込先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 詳細は、Facebook@monjyu2018 でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により前号でご案内した内容より変更いたしました。

「もんじゅの会 令和2年6月勉強会」Zoom開催

1. 日 時 令和2年6月18日(木) 16:00~16:30
2. 会 場 Zoom (インターネットミーティング)
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」
4. 講 師 もんじゅの会顧問 安友千治、他
5. 会 費 無料
6. 申込先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 詳細は、Facebook@monjyu2018 でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により前号でご案内した内容より変更いたしました。

「もんじゅの会 令和2年7月勉強会」Zoom開催

1. 日 時 令和2年7月17日(金) 16:00~16:30
2. 会 場 Zoom (インターネットミーティング)
3. 科 目 「行政書士が取り組むべき業務」
4. 講 師 未定
5. 会 費 無料
6. 申込先 もんじゅの会事務局 浅川真一 E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 詳細は、Facebook@monjyu2018 でご確認ください

「てるてる塾」

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、てるてる塾研修会、当面の間、中止のお知らせ

てるてる塾では、新型コロナウイルス感染予防の観点から、「緊急事態宣言」の発出を受け、6月以降につきましても、当面の間、中止とさせて頂く事に致しました。

状況が変わりましたら、ホームページ等でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

連絡先：てるてる塾事務局 行政書士 小川恵一

横浜市南区弘明寺町字前田185-18

TEL: 045 (713) 9237

FAX: 045 (306) 5776

ホームページ: <https://teruterujyuku.com/>

～お願い～

\* 研修会の「科目」についてはタイトルのみ掲載となっています。  
字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のご案内 ●

「交通事故実務研究会第208～211回研修会」

「交通事故実務研究会第208回研修会」

1. 日 時 2020年7月4日(土) 14:30～17:00 (予定。変更・中止の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第209回研修会」

1. 日 時 2020年8月8日(土) 14:30～17:00 (予定。変更・中止の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第210回研修会」

1. 日 時 2020年9月5日(土) 14:30～17:00 (予定。変更・中止の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

「交通事故実務研究会第211回研修会」

1. 日 時 2020年10月3日(土) 14:30～17:00 (予定。変更・中止の場合あり)
2. 会 場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 科 目 交通事故業務に関する諸問題
4. 講 師 行政書士 田後隆二(神奈川県)ほか
5. 資料代 1,000円
6. 申込先 ホームページ <http://www.ryu2net.com/jikoken/> をご覧になり、メールでお申し込みください。
7. その他 終了後、懇親会あり(会費3,000円程度、参加自由)

～お願い～

\* 研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。  
 字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

# ようこそ新人さん

当コーナーでは、この1～3ヶ月に入会された新人会員のご紹介をしています。

- ①入会日 ②事務所名 ③事務所所在地 ④電話 ⑤ファクス ⑥電子メール ⑦年齢 ⑧血液型 & 星座 ⑨ホームページ  
⑩兼業 ⑪力をいれていきたい業務 ⑫好きな食べ物（飲み物）⑬お気に入りのリフレッシュ法 ⑭一言！（自己PR）

さいとう なおぶみ  
**齋藤 直文さん**



- ① 令和2年2月1日
- ② 行政書士スマイル法務事務所
- ③ 藤沢市大庭5683-7 第2駒寄38-405
- ④ 0466-76-5772
- ⑤ 0466-76-5772
- ⑥ imuboan.3110@ezweb.ne.jp

まつやま ひろき  
**松山 洋樹さん**



- ① 令和2年2月1日
- ② たまプラザ行政書士事務所
- ③ 横浜市青葉区美しが丘二丁目39番地43
- ④ 045-901-4915
- ⑤ 045-901-4915
- ⑥ info@tamaplaza-gyosei.com
- ⑦ 49才
- ⑩ 現役銀行員(兼業承認済)
- ⑪ 契約書作成、空家問題、相続
- ⑬ 皆様よろしくお願ひ申し上げます

おがわ あつし  
**小川 淳司さん**



- ① 令和2年2月15日
- ② 行政書士小川淳司事務所
- ③ 茅ヶ崎市東海岸南4-8-4  
ベルビア4-2 202号
- ④ 090-4413-5335
- ⑥ south.east.chigasaki@gmail.com
- ⑦ 46才
- ⑧ A型 かに座
- ⑨ 作成中
- ⑩ プログラマー
- ⑫ コーヒー
- ⑬ 音楽
- ⑭ IT分かります

こしょう たかし  
**古性 隆さん**



- ① 令和2年2月15日
- ② 行政書士古性隆事務所
- ③ 相模原市中央区上溝7丁目5番11号
- ④ 042-762-0462
- ⑤ 042-762-0462
- ⑥ takashi.kosho@gmail.com
- ⑦ 68才
- ⑧ B型 おとめ座

このコーナーは、新入会員説明会への参加者のうち、掲載を希望された方をご紹介します。  
入会が一年未満で掲載ご希望の方は、①～⑭まで（すべてお答えいただかなくても結構です。）ご記入の上 gyosei@kana-gyosei.or.jp 宛にお送り下さい。



# 会員の動き

(令和2年3月31日現在)

## 1 会員数 3026名

## 2 異動状況

令和2年1月31日から年3月30日まで

(1) 入会	17名
男	12名
女	5名
(2) 退会	21名
男	17名
女	4名

## 3 退会者

令和2年1月31日から年3月30日まで

川崎北	支部	村木 法夫	(R2.2.28)
川崎北	支部	楠見 たかし	(R2.3.4)
鶴見・神港	支部	向坊 清隆	(R2.1.31)
緑	支部	赤坂 俊幸	(R2.2.29)
横浜中央	支部	高橋 吉三	(R2.2.21)
横浜中央	支部	中村 昌英	(R2.2.28)
横浜中央	支部	占部 圭吾	(R2.2.29)
南・港南	支部	松本 航平	(R2.1.31)
南・港南	支部	ギデンス 恵美子	(R2.2.27)
鎌倉	支部	内藤 泰敏	(R2.2.29)
湘南	支部	及川 俊昭	(R2.1.31)
湘南	支部	西本 基治	(R2.2.10)
湘南	支部	鈴木 和之	(R2.2.25)
湘南	支部	高橋 明	(R2.2.29)
相模原	支部	石山 成子	(R2.1.31)
相模原	支部	小野 沢寛	(R2.2.10)
平塚	支部	中村 君江	(R2.1.31)

訃報

緑	支部	藤村 悟	(R1.9.13)
川崎北	支部	野口 テル	(R2.1.13)
横浜中央	支部	飯田 勝巳	(R2.1.26)

単体会移動 (東京)

旭	支部	本木 敬介	(R2.1.31)
---	----	-------	-----------

## 4 入会者

(1) 令和2年2月1日入会

緑	支部	松山 洋樹
横浜中央	支部	三井 文圭
湘南	支部	齋藤 直文

(2) 令和2年2月15日入会

湘南	支部	小川 淳司
相模原	支部	古性 隆

(3) 令和2年3月1日入会

川崎南	支部	山根 美歩
南・港南	支部	黒澤 史津乃
磯子・金沢	支部	谷口 綾子
横須賀・三浦	支部	小西 實昭
湘南	支部	賀久 俊郎

(4) 令和2年3月15日入会

川崎南	支部	島崎 翔太
川崎南	支部	尾崎 清孝
横浜中央	支部	大崎 由季子
横浜中央	支部	岡田 志帆
鎌倉	支部	津吉 彰郎
小田原	支部	向 正孝
大和・綾瀬	支部	小石 澤信男

## 事務局日誌

## 令和2年2月

日	曜	行 事
1	土	
2	日	
3	月	正副会長会・部長会
4	火	綱紀委員会
5	水	運輸警察部主催研修会 国際部会
6	木	申請取次委員会
7	金	支部長会
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	建国記念の日
12	水	相談部会
13	木	
14	金	研修部主催研修会、研修部会、 国際部来客対応
15	土	
16	日	
17	月	民事法務部・ADR主催研修会
18	火	運輸警察部会、苦情処理委員会、相談部面談
19	水	法規監察部会
20	木	特定行政書士検討WG会議
21	金	建設環境部会
22	土	登録入会説明会、行政書士記念日
23	日	天皇誕生日
24	月	振替休日
25	火	
26	水	正副会長会・理事会
27	木	企画部小部会
28	金	登録証交付式、総務部主催研修会
29	土	

## 令和2年3月

日	曜	行 事
1	日	
2	月	ADR運営委員会
3	火	
4	水	
5	木	国際部会、広報部校正作業
6	金	正副会長会・部長会、民事法務部会
7	土	
8	日	
9	月	広報部校正作業、表彰委員会
10	火	苦情処理委員会
11	水	国際部・申請取次委員会合同会議、 相談部会、広報部校正作業
12	木	法規監察部会
13	金	綱紀委員会
14	土	
15	日	
16	月	
17	火	
18	水	会則改正等特別委員会
19	木	
20	金	春分の日
21	土	ADR
22	日	ADR
23	月	
24	火	企画部会、苦情処理委員会事実確認
25	水	民事法務部会、経理部会
26	木	正副会長会、理事会
27	金	
28	土	
29	日	
30	月	広報部会
31	火	特定行政書士WG会議

## 会報原稿の 受付について

# 会報原稿の締め切りについて

## 第263号 令和2年6月15日(令和2年7月末発行予定)

会報に関する経費節約および省力化の推進にともない、会報原稿の受付は可能な限り、電子データ(word等のファイル)にてお願い致します。表紙の写真も募集中です。

文→電子データをメールにて受付

写真→電子データをメールあるいはプリント済の写真を郵送等にて受付

(投稿いただきました写真については原則として返却いたしません。)

尚、「支部だより」に関しては、各支部1ページ以内(写真も含む)のご投稿でお願い致します。

電子メールでの受付先 [gyosei@kana-gyosei.or.jp](mailto:gyosei@kana-gyosei.or.jp)(本会事務局)

～業務に関する情報・論文の投稿お待ちしております～

電子メールで原稿を送られた方は、数日中に返信メールがあります。返信がない時は、必ずメールが届いていることの確認を事務局にして頂くようお願い致します。

## 編集 後記

行政書士という仕事に携わって初めて知ること、気が付くことがあります。お客様がお一人、東村山市にいらっしゃるのですが、そのお客様の住所が「東村山市」本町一丁目。なんと「東村山四丁目」「東村山三丁目」「東村山一丁目」という住所は存在しなかったのか!! 「東村山音頭」をこんな哀しい気持ちで聞く日がくるとは思いませんでした。「全員集合」「ごきげんテレビ」「だいたいぶだあ」。小・中学生のころ、毎週のように見てたなあ  
(那住)

新型コロナウイルスの影響で外出自粛という日々が続いていますが、特に意識はしていなかったものの、人との繋がりがあって社会が成り立っているのだと改めて認識させられます。これまでの震災や大雨の災害の際にも、いわゆる自粛ムードでレジャーなどの明るい行動を避ける雰囲気はありましたが、人に会うということや外出そのものをここまで気にしないといけない事態は経験したことはありません。こんな時だからこそ、できる限りのことをしたいと思います。  
(齋藤)

皆様ストレス解消どのようにされていますか? 会える人にも制限がかかり、煮詰まる毎日ですが、そんな時には電話! 信頼できるお友達など、自分にとって大切な人と少し話をするだけで、元気になったり楽しくなったりしますね。最近はオンライン飲み会も楽しいことを発見。気持ちまで引きこもることなく、乗り切っていきま

しょう! そして何より、困難な状況の中、医療従事者の方々を始め最前線でお仕事されている方々のご安全を心から願います。  
(星野)

何気なく過ごしていた毎日が遠い日のように感じ、今までの常識が変わっていくことに戸惑いを覚える今日この頃です。また私たちの生活が多くの方たちに支えられていたことにも改めて気づかされました。平穏な日々が一日も早く戻ってくることを祈らずにはられません。  
(庄司)

緊急事態宣言が発令され、神奈川会の行政書士も普段のように仕事が出来なくなりました。

自分だけは大丈夫と思う人はもういないと思います。本当に出かけなくてはならない用件なのか、危険を冒すことを承知で断腸の思いで外へ出られる方には、くれぐれもお気をつけてと言う他ありません。この号がお手元に届く頃には、少しでも世界が快方に向かっているよう願うばかりです。  
(森)

自粛要請でストレスが溜まっているとき、関与先の社長から「今は、国難だと思ってじっと耐えるしかない」と諭されました。戦後生まれの私達が初めて体験する「国難」なのかもしれません。不便さを嘆くことなく、今までの日常に感謝することで、この難局を乗り切りたいと思います。この事態が一日でも早く収束することを願うばかりです。  
(三輪)

## 行政書士かながわ 第262号 令和2年5月31日発行

発行人/田後隆二

広報部/荒木克成(編集長)、那住史郎、齋藤秀吉、星野涼子、庄司句子、森由香子、三輪かほる

政連だより責任者/広報委員長 岡本祐樹

かなざばり責任者/広報渉外委員長 瀧口幹子

今月の表紙/マリンタワー、鶴岡八幡宮、小田原城...神奈川の名所に賑やかさが戻る日を願って。

発行所/神奈川県行政書士会

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-641-0739 FAX.045-664-5027

印刷所/港北出版印刷株式会社 TEL.03-5466-2201 FAX.03-5466-2235



広がる可能性。広げる将来性。

# 特定行政書士に おまかせ!

「行政手続きのプロフェッショナル」として  
お客様の「困った」を最後まで支える  
行政書士の新たな活躍のステージ

## 特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正（平成26年12月27日施行）により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士（特定行政書士）は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。

**【申込期間】** 2020年4月1日[水]～6月19日[金]

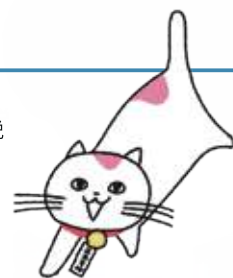
**【研修期間】** 2020年7月下旬～10月上旬  
(単位会が設定するクールにて実施します。)

**【考査日】** 2020年10月18日[日]

※詳細は「月刊日本行政」4月～6月各号に掲載の「令和2年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説  
行政手続法の論点、行政不服審査制度概説  
行政不服審査法の論点  
行政事件訴訟法の論点  
要件事実・事実認定論  
特定行政書士の倫理、総まとめ



「プレ研修」は日行連ホームページ中央研修所研修サイトで公開中!



日本行政書士会連合会